

議案第75号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を下記のとおり変更する。

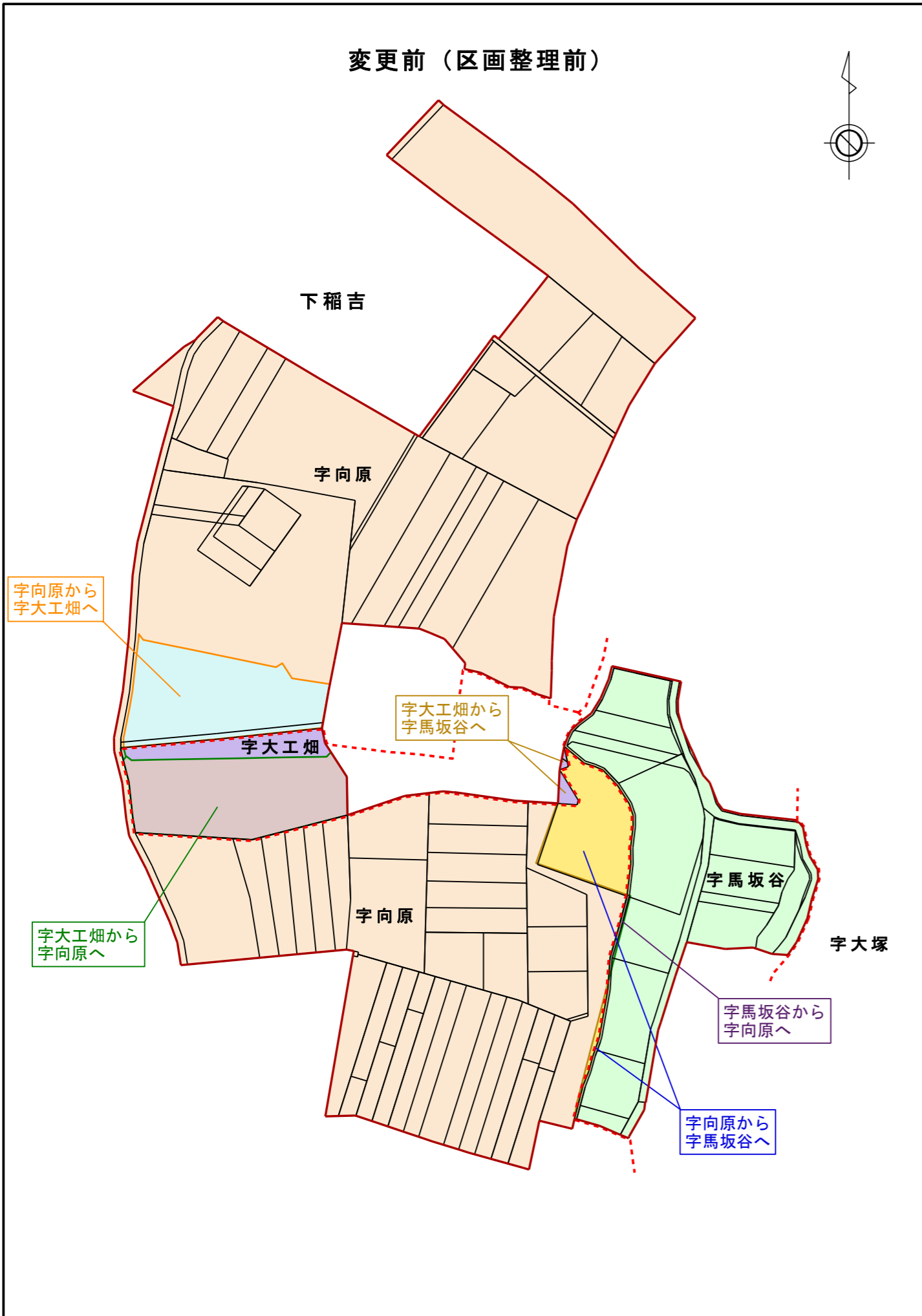
なお、この字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による向原土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和4年11月22日提出

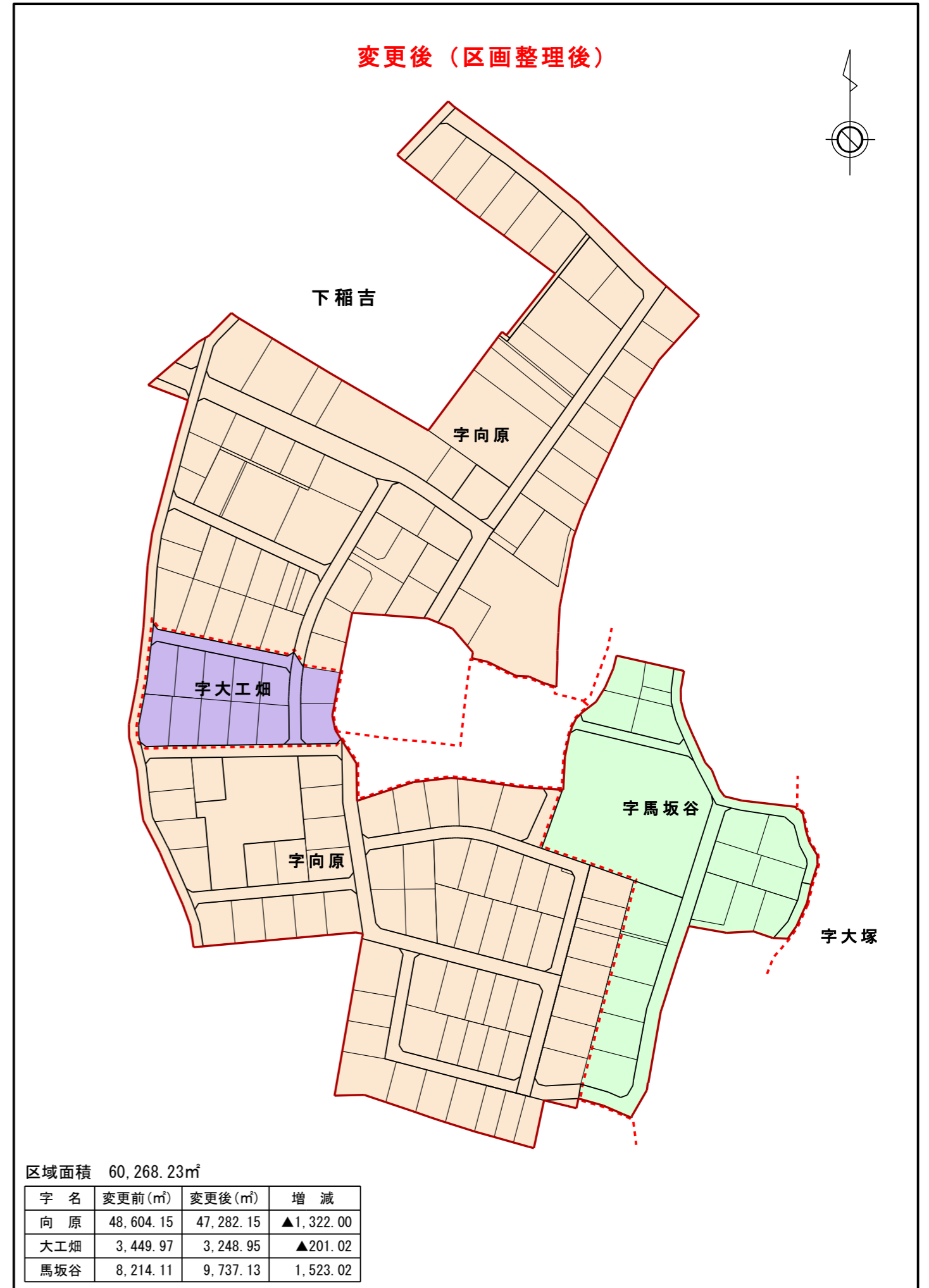
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

変 更 後		左に包括される区域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番
下稲吉	大工畑	下稲吉	向原	1 6 8 8 番 1 の一部
同	同	同	同	1 6 8 8 番 2 の一部
同	向原	同	大工畑	1 6 8 2 番の一部
同	馬坂谷	同	同	1 6 8 4 番 3 の一部
同	同	同	同	1 6 8 6 番 1 8
同	同	同	同	1 6 8 6 番 1 9
同	同	同	向原	2 6 4 7 番 1 の一部
同	同	同	同	2 6 4 7 番 2 4 の一部
同	向原	同	馬坂谷	1 9 3 0 番 1 の一部
同	同	同	同	1 9 3 0 番 3 の一部
同	同	同	同	1 9 3 4 番 2 の一部
同	同	同	同	介在する水路の一部

変更前（区画整理前）



変更後（区画整理後）



区域面積 60,268.23㎡

字名	変更前(㎡)	変更後(㎡)	増減
向原	48,604.15	47,282.15	▲1,322.00
大工畑	3,449.97	3,248.95	▲201.02
馬坂谷	8,214.11	9,737.13	▲1,523.02